

# 具体的な事例から学ぶ

～考えよう！自分のこととして～

発行：山口県教育委員会

令和2年11月24日

## 1 テーマ

### 飲酒運転の根絶

※ 飲酒運転は極めて悪質で危険な違法行為であり、決して許されるものではありません。そのため、組織として飲酒運転の根絶に取り組んでいかなければなりません。

## 2 事例（いずれも飲酒運転により検挙された）

【事例①】 飲食店で飲酒し、代行運転で一旦自宅に帰ったが、夜食を買うため自ら車を運転して近所のコンビニエンスストアに行く途中で衝突事故を起こした。

【事例②】 飲食店で飲酒し、代行運転で自宅に帰ろうと代行業者を呼んだが、業者が来るまでに駐車場から出庫させようと運転をしていたところ接触事故を起こした。

【事例③】 飲食店で飲酒後、自転車を押しながら徒歩で帰宅していたが、寒くなってきたため途中から乗車して歩道を通行していたところ、歩行者に接触して負傷させる事故を起こした。

【事例④】 懇親会で深夜まで飲酒した翌日、午前11時頃に自家用車を運転し外出したところ、警察の検問で止められ、基準値を超えるアルコールが検知された。

## 3 飲酒運転がその後の人生に及ぼす影響等について

### ○ 刑事上の責任について

運転手のみならず、同乗者や酒類の提供者等も含めて刑事処分（懲役又は罰金）が科されます。

### ○ 行政上の責任について

行政処分（免許取消及び免許停止等）が科されます。

### ○ 民事上の責任について

被害者がいる場合、被害者に与えた損害を賠償する責任が発生します。

※ 飲酒運転による事故の場合、自動車保険のうち、飲酒運転をした本人の死亡・負傷・後遺障害や、本人の車両は補償の対象外となります。

### ○ 懲戒処分について

県教委の懲戒処分の指針において、「飲酒運転をした教職員は、『免職』又は『停職』とする」と規定しています。

### ○ 社会的影響について

今まで築き上げてきた「信頼」を一瞬にして失うとともに、その回復に膨大な労力と時間を費やすこととなります。

## 4 飲酒運転を根絶するために、確認してみましょう

体内のアルコールを分解するには、飲酒量や体質、体調等に応じて違いはあるものの、一定の時間がかかることを認識していますか。（目安：「日本酒1合」または「ビール500ml」で約3～4時間） ※ 別添「飲酒翌朝の飲酒運転を防止するために」参照

飲酒運転は、運転者だけでなく、同乗者や、飲酒運転の可能性がある人にお酒や車を提供した人にも責任が問われることを知っていますか。

日頃から声かけを行うなど、「飲酒運転を絶対にしない。させない。許さない。」といった雰囲気職場全体にありますか。

職場等で飲酒を伴う会合等を行う場合、帰宅方法を個別に確認するなど、組織として飲酒運転の根絶に取り組んでいますか。